

ご予約取り消しの違約金 (キャンセル料) について

【通常時のキャンセル料】 宿泊違約金

契約解除の通知を受けた日		契約申込人数				
		不泊・当日	前日	2日前	3～6日前	7日前～
一般	1～10名	100%	80%	50%	30%	10%

契約解除の通知を受けた日		契約申込人数					
		不泊・当日	前日	2日前	3～7日前	8～14日前	15～30日前
団体	11～50名	100%	80%	50%	30%	10%	10%
	51名以上	100%	100%	80%	50%	30%	10%

宿泊 (室料) の取消料に関して取消数・減室数を対象とし取消および泊数・予約数減が発生した場合、ご到着日より上記の期間によって取消料が発生致します。

- 1) %は基本宿泊料金 (室料) に対する違約金の比率です。
- 2) 契約日数が短縮した場合はその短縮日数にかかわらず、1日分 (初日) の違約金を収受します。

宴会催事・料理違約金

契約解除の通知を受けた日	宴会催事・料理				
	3日前	4日前	5～7日前	8～14日前	15～30日前
キャンセル料	100%	80%	50%	30%	20%

お料理を用意する人数 (以下有料人数) を宴会などの開催3日前までにホテル担当員迄ご通知下さい。それ以降は全て手配が完了致しておりますので、宴会などの開催日に出席されたお客様の人数が減少した場合でも、有料人数分の料金は頂戴致します。

専用会場利用における宿泊客の朝食・夕食キャンセルも同様に料金が発生致します。また、それ以前の変更・取消は、減数・取消に関わらず上記の通りとなります。

感染性の強い病気に対しての感染拡大防止に充分ご配慮いただくようお願いいたします。

なお、国、広島県または三次市より緊急事態宣言が出されたり、行政指導があった場合、

当ホテル館内より、感染性の強い病気の感染者が確認された場合、

お客様のご利用を制限したり、お断りする場合がございます。

上記の内容が発生した場合、違約金は頂きません。

また当方への違約金請求もお断わりします。